

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐賀県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県

3 地域再生計画の区域

佐賀県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 佐賀県の産業の特徴

(地勢)

佐賀県は、九州西北部に位置し、九州を東西南北に連結する地理的条件の優位性に加え、穏やかな気候で地震をはじめ自然災害が少ないなど、優れた自然環境を有している。面積は、約 2,440 km²で、県の北部には天山・脊振山系、西部には多良山系が連なっており、南部には広大な佐賀平野が広がっている。

(人口)

佐賀県の人口は、平成 8 年以降、転出者が転入者を上回る社会減の状況であることに加えて、平成 15 年以降は死亡者数が出生者数を上回る自然減の状況も加わることで年々減少傾向が強まっており、平成 26 年は約 4,600 人（佐賀県人口移動調査）の減少となっている。この傾向は、今後、ますます加速度的に進展すると懸念されている。昭和 50 年度に 196,114 人だった 14 歳以下の年少人口は、平成 22 年度には 123,447 人になり、20 年後の平成 42 年度には 79,000 人程度まで減少すると見込まれている。また、65 歳以上の老年人口の構成比も全国平均より高く（国 25.1%、本県 26.1%（平成 25 年 10 月 1 日現在））、全国に先駆けて高齢化が進行している。

(産業)

産業構造は、平成 24 年度の県内総生産（実質）の構成比で見ると、一次産業が産業全体の 2.8%、二次産業が 29.1%、三次産業が 68.1%（平成 24 年度県民経済計算）を占め、全国と比較して一次産業と二次産業の割合が高く、三次産業の割合が低い。

佐賀平野を中心とした穀物の生産や有明海に面した地域でのノリの養殖、玄界灘に面した地域での園芸や畜産など、豊かな自然の恵みを受けた農業や水産業が盛んとなっている。工業の分野では陶磁器産業、家具産業、製菓業といった特色ある地域産業と技術力の高い企業が数多く立地している。特徴的な分野としては江戸時代に長崎街道を伝って砂糖が豊富に流通したことから製菓業が盛んであり、また、全国でも有数の米どころであることから清酒の醸造も盛んとなっている。

近年では、このような多様な産業の魅力を高めるために、県産品のブランド化や技術開発、人材育成などの取組や、産官学連携による支援が進められている。

経済成長率（実質）は、平成 22 年度に 5.2%と上昇に転じたものの、23 年度には-1.2%と再度後退局面に入り、平成 24 年度は-1.2%（全国 0.7%増）と国内成長率よりも低水準となっている。また、県民所得についても、全国平均の 87.8%に止まっている。

加えて、有効求人倍率は、平成 25 年平均で 0.80 倍（全国 0.93 倍）、平成 27 年 2 月値も 0.87 倍（全国 1.15 倍）となっており、いずれも全国平均を下回っている。

（課題）

人口減少に伴う高齢化は、経済規模の縮小や地域社会の活力の低下を招き、一人あたりの県民所得も低下する恐れがある。また、さらに人口減少が進むと、地域経済社会の維持が困難になることも想定される。

地域経済の活性化にあたって、人口流出を抑制するために、新たな雇用の受け皿が必要になる。

これまでの実績（平成 25 年佐賀県工業統計調査）を見ても、事業所数では全事業所の 14.0%に過ぎないが、従業者数では 44.3%、製造品出荷額等では 56.8%に達するなど、誘致企業の本県工業に占める割合は非常に高いものとなっていることから、新たな雇用の場を創出するにあたっては、企業誘致が非常に効果的であり、新規企業誘致の推進が課題になる。

本県には、地震や台風等の自然災害が少ないという BCP 面での優位性、高速道路や鉄道の九州のクロスポイントであり隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティクス面での優位性、まじめで勤勉な県民性に支えられた優秀な人材が豊富であることによる人材供給面での優位性など、企業誘致においては、他都道府県に負けない数多くの優位性がある。

人口急減・超高齢化という大きな課題に対応するためには、これらの強みを活かしながら、今後さらに企業立地を活性化するための取り組みを推進する必要がある。

4-2 インフラ整備状況

（鉄道・道路）

当該地域は、佐賀地区を中心として東西を走る JR 長崎本線及び長崎自動車道並びに西九州自動車道、北部に伸びる JR 唐津線及び佐賀唐津道路により各地域を結んだ一体の経済圏となっており、現在は九州新幹線西九州ルートや佐賀沿岸道路等の整備が行われるなど更なる交通網の充実が図られている。

また、東部地区の鳥栖地区には九州を南北に貫く九州自動車道と東西に走る長崎・大分自動車道のクロスポイント「鳥栖ジャンクション」があり、福岡市まで 18 分、北九州市や熊本市まで約 40 分、長崎市や大分市まで約 90 分そして鹿児島市まで約 170 分と、九州の主要都市まで 3 時間圏内となっており九州の交通の要衝となっている。

（港湾）

日本海を望む県北部には海の玄関口として国際海上輸送ネットワークの重要港湾に位

置付けられている伊万里港（H26 取扱貨物量 280 万 t）、唐津港（H26 取扱貨物量 154 万 t）がある。

両港湾はいずれもアジアの主要都市に近く、特に伊万里港においては、韓国・釜山港、中国・大連港、青島港、上海港などからの定期航路が運航しておりアジアに向けた質の高いポートサービスの提供が可能となっている。

（空港）

佐賀地区南部には佐賀空港があり毎日羽田 5 往復、成田 1 往復が就航しており、首都圏とのアクセスは良好であるほか、現在は上海、ソウルに各週 3 便が就航しており海外へのアクセスも充実してきている。

また、西日本最大の空の玄関口である福岡空港や長崎空港までの所要時間も、ともに佐賀地区からはそれぞれ 1 時間程度であり、目的地や利用形態に応じて使い分けることが可能な状況となっている。

（支援機関等）

教育、学術機関としては、佐賀地区には佐賀大学、神埼地区には西九州大学、鳥栖地区には九州龍谷短期大学があるほか、有田地区には佐賀県立有田窯業大学校が立地するなど各種事業を推進するために必要となる人材の供給や各種産業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

また、伊万里地区には佐賀大学海洋エネルギー研究センターが立地しており、海洋エネルギーに関する国際的な研究開発拠点として様々な研究が実施されている。

工業系の研究機関としては、鳥栖地区に産業技術総合研究所九州センターがある。ここは全国 8 カ所に展開する産総研の地域拠点の一つであり、「生産計測技術研究センター」と、「太陽電池モジュール信頼性評価連携研究体」が設置されており、さらには九州における産学官連携の中核としての役割を担う「九州産学官連携センター」が配置されている。

この地区には他に佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターもあり、ここではシンクロトロン放射光を用いて、超微細加工や新素材開発などのものづくりに関する研究をはじめ、生命科学、環境測定等の研究、さらには文化財鑑定や犯罪捜査への活用等が行われている。

さらに、有田地区には佐賀県窯業技術センターがあり、ここでは佐賀の伝統産業である窯業の更なる研究開発が行われており、新技術、新製品の開発の支援をおこなっている。

そして、佐賀県工業技術センターでは技術指導・技術相談、試験分析・ものづくり支援、設備機器開放、人材育成・技術交流、情報発信の事業等が行われており、県内企業の技術活動のパートナーとしての役割を果たしている。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

(近年の立地動向)

最近の企業誘致件数及び新規地元雇用者数

年度	H22	H23	H24	H25	H26
誘致件数	12 件	20 件	13 件	16 件	12 件
雇用者数	698 人	1677 人	1135 人	1143 人	452 人

出典：佐賀県企業立地課資料

業種別の内訳は、製造業 38 件 (52.1%) 事務系 13 件 (17.8%) 物流業 20 件 (27.4%) その他 2 件 (2.7%) などとなっている。

平成 26 年度の主な進出企業としては、武雄市の武雄北方インター工業団地（新産業集積エリア武雄）の約 12.1ha に、自動車を中心とした軸受製造で世界シェアトップ企業である「㈱大同メタル工業」の立地があり、当初は約 5ha の用地を使い、60 億円の投資と 120 名の雇用を計画し、数年後には残りの用地での更なる事業拡大も実施予定である。

この他、佐賀市に、IT 関連企業の㈱アイセルやコミュニケーションセンターを運営する㈱フォーバルといった事務系の企業が進出している。

(今後の誘致方針)

現下の経済状況や地方創生の取組をチャンスと捉え、着実に成果に結び付けるため、関係市町と緊密に連携し、積極的な誘致活動を展開する。

誘致活動においては、

- ・自然災害が少ない（地震が日本一少ない、南海トラフ地震による津波被害想定ゼロ、風水害が少ないなど）
- ・抜群の交通アクセス（九州のクロスポイント）
- ・優秀で勤勉な人財（県民性）

といった他地方公共団体より優れた、佐賀県の強みを前面に打ち出していく。

誘致対象業種としては、製造業については、今後の成長が見込める分野で、かつ、裾野が広く、多くの正社員雇用が期待できるという視点を重視し、「化粧品」、「医療」、「燃料電池」、「ロボット」、「自動車・航空機」関連を特に力を入れる業種として位置付け、積極的に誘致活動に取り組んでいる。

また、製造業に加えて、ホワイトカラーを志向する若者のニーズに対応する事務系（例えば IT 関連、BPO 関連等）の誘致や、本社機能の移転および拡充、更には外資系企業の誘致にも果敢にチャレンジしていく。

さらに、雇用情勢の改善に伴い、「売り手市場」の傾向が強まる中で、企業にとっては人材確保が重要課題となっていることを踏まえ、雇用労働課及び学校教育課と連携し、高校・大学等の訪問を行うとともに、首都圏、関西・中京圏等の人材の UJI ターンを積極的に進めるような施策に取り組む。

地方創生の動きの中、地元定着や UJI ターンを促進し、県内で働く若者を増やしていくためには、「正社員雇用」や「相応の賃金体系」、また「やりがいのある仕事」など、良質な雇用の受け皿となる企業や業種を、県内に増やしていきたい。

4-4 地域再生計画の目標

企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

目標1 企業の新規立地

東京にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（移転型事業の認定件数）を10件、域内企業の本社機能の拡充を伴う新規立地等及び東京以外の地域にある企業の本社機能等の移転を伴う新規立地等（拡充型事業の認定件数）を10件とする。

目標2 就労機会の創出

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施により、300人の雇用機会の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

企業立地の促進を核とした、以下の事業の取組を行うことにより、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進めるとともに、当該地域における県民の雇用の場を創出し、経済活性化を図る。

(1) 戦略的な企業誘致活動の展開

知事のトップセールスや民間人材の登用による企業誘致体制を整備するとともに、県と市町が連携して一体的な誘致活動を行う。

また、県独自で行っている全国トップクラスの税の特例措置や補助事業の実施とあわせて、工業団地等の環境整備を促進する。

さらに、企業立地の活性化にあたっては、地方創生の鍵を握る若者の県内定着を図るため質を重視した取り組みを行う。具体的には、ホワイトカラーを志向する若者のニーズに対応するため、製造業に加え事務系と本社機能の誘致に重点化することとし、外資系企業の誘致にも本格的に取り組む。

(2) 人材確保のための取組

産業人財確保対策として、県外在住の佐賀県出身等の若者とのネットワークを構築するような取り組みを行い、県内の雇用状況等の情報提供を行う。

県立産業技術学院における人材育成、佐賀労働局及び高等学校と連携した人材確保に注力する。また、県民やUJI ターン希望者にWEBサイトや就職面談会等を通じ情報提供を行う。

(3) ビジネスマッチングの支援

県内中小企業等の経営革新や研究開発の推進を支援する（公財）佐賀県地域産業支援センターと連携し、誘致企業と県内企業とのビジネスマッチングを支援する。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の拠点強化を行う事業者に対する特例（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、及び神埼市並びに佐賀県神埼郡吉野ヶ里町並びに佐賀県三養基郡基山町、上峰町及びみやき町並びに東松浦郡玄海町並びに佐賀県西松浦郡有田町並びに佐賀県杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに佐賀県藤津郡太良町の一部区域（別紙1のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、及び神埼市並びに佐賀県神埼郡吉野ヶ里町並びに佐賀県三養基郡基山町、上峰町及びみやき町並びに東松浦郡玄海町並びに佐賀県西松浦郡有田町並びに佐賀県杵島郡大町町、江北町及び白石町並びに佐賀県藤津郡太良町の一部区域（別紙2のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

地方活力向上地域となる佐賀県の地域は、全国で最も地震の少ない地域であり、自然災害に強く、かつ、九州のクロスポイントに位置しており交通アクセスに優れているといった特徴を有している。これまで、県と県内全市町で構成する佐賀県企業立地協議会を中心として産業の活性化のため積極的な企業誘致に取り組んでおり、これまでも、損害保険ジャパン日本興亜(株)が佐賀市に、フリービット(株)が唐津市に、住信 SBI ネット銀行(株)が鳥栖市に進出するなどしており、今後も東京からの移転が期待される地域となっている。

拡充型事業の対象地域は、県内市町の各種企業が集積している地域及び開発を予定している地域であり、85万人規模の経済圏を形成している。

地勢的には北部の天山・脊振山系、西部の多良山系に囲まれた広大な佐賀平野を中心とした災害の少ないBCPに適した一体の地域である。この地域は佐賀地区がある佐賀平野を中心として東西を走る JR 長崎本線及び長崎自動車道並びに西九州自動車道、北部に伸びる JR 唐津線及び佐賀唐津道路により各地域は結ばれており、主要都市間の所要時間もおおむね 1 時間程度であり、更に企業間の取引も盛んに行われているなど、自然的経済的社会的に一体の地域となっている。

陸路のアクセスに優れた地域東部には、アマゾンジャパン・ロジスティクス(株)やコカ・コーラウエストロジスティクス(株)などの物流関連を中心とした企業が多数集積しており、また、港湾施設があり海路のアクセスに優れた地域北西部には、(株)SUMCOや(株)名村造船所などが集積し、更に県中央部には、小糸九州(株)やトヨタ紡織九州(株)などが既に立地しているなど、産業の集積が図られている地域である。

また、この地域には前述のとおり佐賀大学、西九州大学、九州龍谷短期大学、佐賀県立有田窯業大学校が立地するなど各種事業を推進するために必要となる人材の供給や各種産業の研究開発等を推進する事業環境が整っているほか、佐賀大学海洋エネルギー研究センター、産業技術総合研究所九州センター、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター、佐賀県窯業技術センターおよび佐賀県工業技術センターにおいては、各種の研究活動が行われていて、人的、技術的な支援体制が整っており、今後も域内企業の成長や本社機能の拡充および新規立地が見込まれる地域となっている。

	人口	昼間人口	昼間人口比率	事業所数	事業所数（千人当たり）
佐賀県	849,788 人	851,631 人	100.2%	37,998	44.7

出典：平成 22 年国勢調査、平成 26 年経済センサス

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備。

実施期間：平成 28 年 3 月～令和 13 年 3 月

実施場所：上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域内

②事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設の整備。

実施期間：平成 28 年 3 月～令和 13 年 3 月

実施場所：上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

ロ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税制度の創設

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う事業税、不動産取得税及び固定資産税について、課税免除又は不均一課税制度を創設する。

実施主体：

佐賀県並びに佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、及び神埼市並びに佐賀県神埼郡吉野ヶ里町並びに佐賀県三養基郡上峰町及びみやき町並びに佐賀県西松浦郡有田町並びに佐賀県杵島郡大町町、

江北町及び白石町並びに佐賀県藤津郡太良町

実施期間：

平成 28 年 3 月～

5－4 その他の事業

5－4－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－4－2 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 県の企業誘致体制の構築

事業内容：

企業誘致の推進と立地企業の振興を図るため、知事のトップセールスや民間経歴を有する人材を活用した積極的な企業誘致活動を行うとともに、進出後も細やかな訪問活動を行うなどフォローアップに取り組む。

実施主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(2) 県と市町が一体となった誘致活動の展開

事業内容：

効果的な企業誘致活動を行うため、県と市町で構成する“佐賀県企業立地推進協議会”を設置し、企業誘致に関する情報交換、広報活動、研修事業等を実施する。

実施主体：佐賀県及び全市町

事業期間：平成 27 年度～

(3) 立地促進のための支援制度の充実

事業内容：

佐賀県企業立地の促進に関する条例に基づき、県内に佐賀県企業立地促進特区を指定し、市町と連携しながら、全国トップクラスの税の特例措置や補助事業等を実施する。

実施主体：佐賀県及び全市町

事業期間：平成 27 年度～

(4) さが創生市町工業団地整備推進事業

事業内容：

地方創生の視点で、新たな雇用創出による若者の県内定着を促すため、工業団地造成に積極的に取り組む市町と共同で工業団地の整備を推進する。

実施主体：佐賀県及び全市町

事業期間：平成 27 年度～

(5) 工業団地のリース制度

事業内容：

七ツ島工業団地をはじめ、多久北部工業団地（多久市）、谷田工業団地（鹿島市）

に、低額のリース制度を導入する。

実施主体：佐賀県及び多久市、鹿島市

事業期間：平成 27 年度～

(6) 立地後のフォロー体制の構築

事業内容：

誘致に関わった職員が、異動後も永続的に企業の窓口となる“企業誘致パーマネントスタッフ（誘致企業永続支援員）”制度を構築し、永続的に誘致企業のフォローアップを実施する。

実施主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(7) 県立産業技術学院における人材育成

事業内容：

県立産業技術学院において、最新の機器や設備等を備えた充実した訓練環境のもと、2年間の幅広い教育訓練を通して、多様化する産業界の人材ニーズに対応し、即戦力となる実践的人材の育成を図る。

実施主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(8) 佐賀労働局と連携した人材確保

事業内容：

県と国とが連携・協力して効果的な就労支援を行う「ハローワーク特区」の実績を活かし、ハローワークに対して、企業の進出情報や求人情報を速やかに提供することで、人材確保の促進を図る。

実施主体：佐賀県及びハローワーク

事業期間：平成 27 年度～

(9) 学校と連携した人材確保

事業内容：

高等学校卒業後の進学者のうち、8割程度が県外に流出している実態を踏まえ、本県へのUターン就職を推進するため、佐賀大学や県内の専修学校に止まらず、県出身者が多く進学している学校を個別に訪問し、就職支援に係る連携を図る。

実施主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(10) 県民やU・J・Iターン希望者への情報提供

事業内容：

(a) 就労支援Webサイトの運営

新卒者や転職者向けに県内企業の求人情報を提供する“さが就活ナビ”や佐賀県へのU・J・Iターンを希望する高度人材に県内企業の求人情報を提供する“さがUターンナビ”を運営し、人材確保の促進を図る。

(b) 就職面談会等の開催

“SAGA就職面談会”や”Uターン就職相談会“を開催し、企業と求職者のマッチングを図り、人材確保の促進を図る。

(c) Re:サガミーティングの開催

県外在住の佐賀出身者等とのネットワークを構築するため、首都圏、関西圏、福岡地区等でミーティングを開催する。

実施主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(11) ビジネスマッチングの支援

事業内容：

県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の革新、研究開発の推進等を支援する（公財）佐賀県地域産業支援センターと連携し、県内企業と進出企業とのビジネスマッチングを支援する。

事業主体：（公財）佐賀県地域産業支援センター

事業期間：平成 27 年度～

(12) ワンストップ相談窓口の設置

事業内容：

佐賀県農林水産商工本部企業立地課に、佐賀県内において新規立地等を行う企業の相談に応じるワンストップ相談窓口を設置しているところであるが、適地の紹介や設備投資助成のみならず、許認可手続きにも対応出来る体制を構築し、ワンストップ相談窓口機能の強化を行う。

事業主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

(13) 企業立地補助金の拡充

事業内容：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う補助制度の拡充を行う。

事業主体：佐賀県

事業期間：平成 27 年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 13 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

4-4 に示す地域再生計画の目標については、計画期間中、毎年度必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、各行政機関で実施する「中間評価」及び「事後評価」において、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

目標	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
目標 1 企業立地 件数	一	4件	8件	10件	12件	14件	16件	3件
企業立地 件数（う ち、移転 型の認定 件数）	一	2件	4件	5件	6件	7件	8件	2件
企業立地 件数（う ち、拡充 型の認定 件数）	一	2件	4件	5件	6件	7件	8件	1件
目標 2 就労機会 創出数	一	60人	120人	150人	180人	210人	240人	45人
就労機会 創出数 （うち、 移転型に より創出 される雇 用者の 数）	一	30人	60人	75人	90人	105人	120人	30人
就労機会 創出数 （うち、 拡充型に より創出 される雇 用者の 数）	一	30人	60人	75人	90人	105件	120人	15人

目標	R5年度 (中間年 度)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度 (最終 年度)
目標 1 企業立地 件数	4件	8件	10件	12件	14件	16件	18件	20件
企業立地 件数（う ち、移転 型の認定 件数）	2件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件
企業立地 件数（う ち、拡充 型の認定 件数）	2件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件
目標 2 就労機会 創出数	60人	120人	150人	180人	210人	240人	270人	300人
就労機会 創出数 （うち、 移転型に より創出 される雇 用者の 数）	30人	60人	75人	90人	105人	120人	135人	150人
就労機会 創出数 （うち、 拡充型に より創出 される雇 用者の 数）	30人	60人	75人	90人	105人	120人	135人	150人

※令和４年度の計画期間延長に伴い、数値目標の設定について各年度の目標数であったものを累積数に変更した。なお、目標の達成状況に係る評価の結果を鑑み、令和３年度以前の目標については変更を行っていない。

※（指標とする数値の収集方法）

企業立地件数 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数

就労機会創出数 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画実施状況報告書

なお、地域別の目標数値については、当該目標は年２～４件程度であること及び本県が策定している「佐賀県まち・ひと・しごと創生総合戦略」中の重要業績評価指標においても佐賀県全体の目標値を掲げ、地域別の目標値を掲げていないことから、整合性を図るため設定しない。

７－３ 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

４－４に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を佐賀県のホームページ上で公表する。

８ 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

９ 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

１０ 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし